

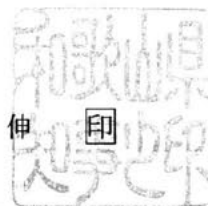
公文書開示決定通知書

総 第0520001号

令和2年5月29日

様

和歌山県知事 仁坂吉伸



令和2年5月20日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	(平成29年度) 新旧対照表を用いた条例等の一部改正方式への移行等について 和歌山県公文例の改正について
開示の日及び時間	写しの送付による
開示の場所	写しの送付による
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 複写機により用紙に複写したもの <input type="checkbox"/> その他 ( )
担当課室等	総務部総務管理局総務課法務班 電話番号 ( 073 ) 441 - 2097 内線2097

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日及び時間に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。

公文書の開示申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）

〒

TEL

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

TEL

令和2年5月29日付け総第0520001号で通知のあった公文書の開示を次のとおり申し込みます。

公文書の件名	開示の方法	納付額
新旧対照表を用いた条例等の一部改正方式への移行等について	1 文書、図画又は写真 ■写しの交付 □閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 □写しの交付 閲覧等（□閲覧、□視聴、□聴取）	520円
和歌山県公文例の改正について	1 文書、図画又は写真 ■写しの交付 □閲覧 2 フィルム又は電磁的記録 □写しの交付 閲覧等（□閲覧、□視聴、□聴取）	1,410円
合 計		1,930円

※ 以下の欄は記入しないで下さい。

窓口受付

公文書の写しの送付に当たっての手数料及び送料

■■■■ 様

開示することとした公文書の写しの交付については、①公文書の開示申込書と共に②当該公文書の写し193枚の開示に係る手数料1、930円及び③郵送に要する費用580円（合計1、930円+580円=2、510円）を現金又は同一金額の郵便為替により総務課法務班あてに郵送してください。（郵送に要する費用580円については、郵便切手580円分の送付によることができます。）

①公文書の開示申込書並びに②開示に係る手数料及び③郵送に要する費用の到達が確認され次第、開示文書を郵送します。

注) 費用の納入については、おつりがないうお願いいたします。